

一般社団法人長野県サッカー協会

県選抜・県代表チーム出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県におけるサッカーの振興の促進を図るため、全国大会に出場する一般社団法人長野県サッカー協会の県選抜チーム又は県代表チーム（以下「出場チーム」という。）に対して激励金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県選抜チーム 同一種別の登録チームから選考会等を経て選考された選手により構成されるチーム（国民体育大会は除く。）
- (2) 県代表チーム 県予選又は地域予選を勝ち抜き全国大会に出場するチーム。

(激励金の額等)

第3条 激励金の額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、競技会の主催者等から補助のある場合は、当該補助金額を控除した金額とする。

(交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする出場チームは、事前に全国大会出場激励金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、激励金の交付をするかどうかを決定し、激励金の交付の決定をしたときは、本協会全国大会出場激励金交付決定書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(成績の報告)

第6条 出場チームは、大会終了後一週間以内に大会プログラム及び成績表等を添えて報告する。

(激励金の返還)

第7条 出場チームは、出場を取り止めたときは、大会終了後一週間以内に激励金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

(要綱の改正)

第9条 本要綱の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

- 1 この要綱は平成18年4月1日より施行する。
- 2 平成28年3月19日改正（平成28年4月1日施行）

別表(第3条関係)

区 分	激 励 金 交 付 額
1 金額（1チーム当たり）	50,000円